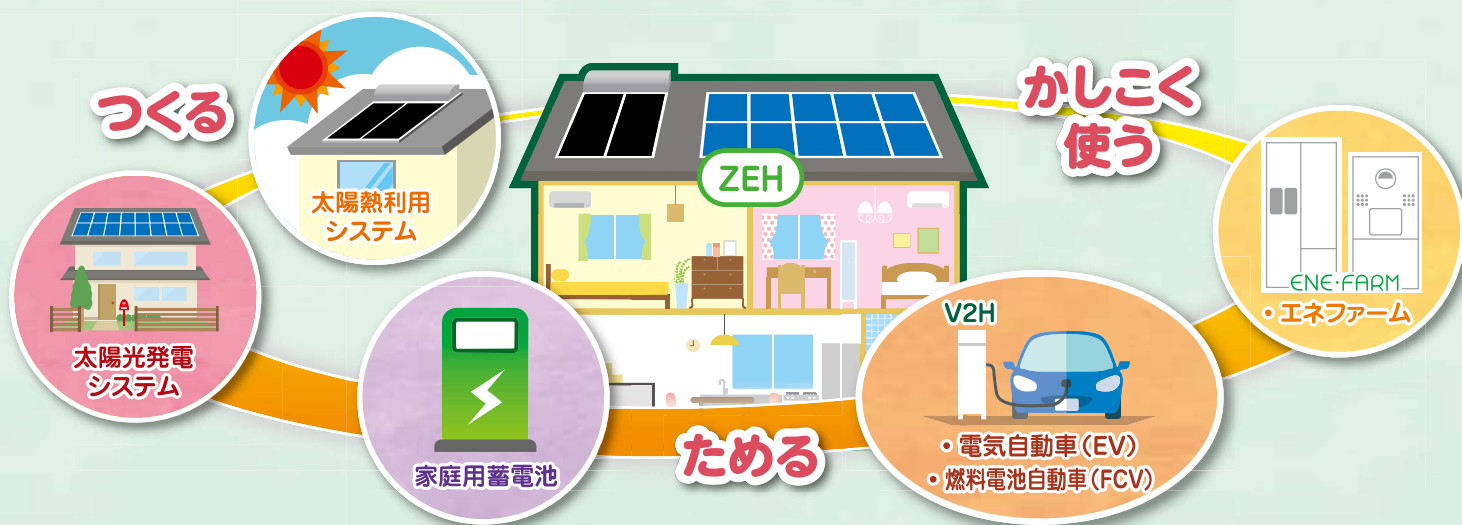


浜松市スマートハウス・次世代自動車補助金



I 創エネ・省エネ・蓄エネ型住宅推進事業費補助金



J-クレジット制度

個人向け

対象システム		補助金額(上限)
家庭用蓄電池	●新設または既設の太陽光発電システムを設置している場合に限り、原則として「はままつ太陽光発電クラブ」への入会が必要です(裏面参照)	8万円
V2H充放電設備	●新設または既設の太陽光発電システムを設置している場合に限り、原則として「はままつ太陽光発電クラブ」への入会が必要です(裏面参照)	8万円
家庭用燃料電池コージェネレーションシステム(エネファーム)		5万円
太陽熱利用システム		2万円
太陽光発電システム ※単独申請不可	●家庭用蓄電池またはV2H充放電設備と一緒に設置し、同時に補助申請を行う場合のみ対象です ●原則として「はままつ太陽光発電クラブ」への入会が必要です(裏面参照)	2万円

II 次世代自動車導入支援事業補助金

個人向け

対象自動車		補助金額(上限)
電気自動車(EV)	●車検証に記載の「燃料の種類」が「電気」のみの自動車	蓄電池容量1kWhあたり 1千円(上限6万円)
燃料電池自動車(FCV)	●車検証に記載の「燃料の種類」が「圧縮水素」の自動車	10万円

【注意】申請状況により、上記に示す補助金額を上限として補助金交付額が変わることがあります。

III ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)導入支援事業補助金

個人向け

対象住宅	補助金額(上限)
ZEH基準を満たす新築戸建住宅(建売購入を含む)	15万円

【注意】今年度の予算額を月ごとに配分し、その配分額を限度として補助金を交付します。1ヶ月間に受理した補助金申請額の合計がその月の予算配分額を超えた場合、上記に示す補助金額を上限として申請者数で按分した補助金を交付します。(補助金の交付決定額が補助金申請額を下回る場合があります。)



補助金交付の対象者について

Ⅰ 創エネ・省エネ・蓄エネ型 住宅推進事業費補助金	Ⅱ 次世代自動車 導入支援事業補助金	Ⅲ ネット・ゼロ・エネルギー・ ハウス導入支援事業補助金
● 自らが居住している市内の戸建住宅（住民基本台帳に記載のある住所）に新たに購入した対象システムを設置した人（新築時及び建売住宅購入時を含む） ● 賃貸住宅でないこと ● 対象システムの設置完了日（保証開始日）または工事費・購入代金の支払完了日のいずれか遅い日が令和7年3月16日から令和8年3月15日であること ● 補助対象システムと同種のシステムに対してこれまでに市から補助金の交付を受けていないこと（同一世帯の者を含む） ● 市税を完納していること ● 暴力団関係者等と関係を有していないこと ● 「はままつ太陽光発電クラブ」※に入会すること	● 浜松市の住民基本台帳に記載されている人 ● 補助対象自動車を新車として購入し、自動車検査証上の所有者であり、かつ使用者であること（所有権留保付ローンで購入し、所有者が販売会社、ローン会社等である場合を含む） ● 補助対象自動車の新規登録日または購入代金の支払完了日のいずれか遅い日が令和7年3月16日から令和8年3月15日であること ● 補助対象車両に対してこれまでに市から同種の補助金の交付を受けていないこと ● 市税を完納していること ● 暴力団関係者等と関係を有していないこと	● 浜松市の住民基本台帳に記載されている人 ● 補助対象住宅を市内に新築し（新築建売住宅の購入も可）居住していること ● 補助対象住宅の工事完了日または工事費・購入代金の支払完了日のいずれか遅い日が令和7年3月16日から令和8年3月15日であること ● 補助対象住宅に対してこれまでに市から同種の補助金の交付を受けていないこと（同一世帯の者を含む） ● 市税を完納していること ● 暴力団関係者等と関係を有していないこと
（注意）申請状況により、補助金額を上限として補助金交付額が変わることがあります。 （※については予算額を月ごとに配分し、その配分額を限度として補助金を交付します。）		

※「はままつ太陽光発電クラブ」について

- 「はままつ太陽光発電クラブ」は国のJ-クレジット制度を使ってカーボンのクレジットを創出するプロジェクトのために、本市が新たに設立した会員組織です。
- 太陽光発電システム、家庭用蓄電池、V2Hの導入に伴い補助金を申請する場合には同クラブへの入会が必要（一部除外あり）となり、会員の皆さまには以下についてご協力いただきます。
 - （● 発電した電気を家庭で使用する（全量売電ではないこと）
 - （● 市が年1回行う発電量等の調査への回答（対象者は無作為抽出）
 - （● 各家庭で生み出した環境価値を浜松市へ譲与いただく

- 本クラブの入会申込書は補助金申請時にご提出ください。条件により入会できない場合があります。

入会できない例

補助金を受ける建物に新設あるいは既設のエネファームやエコウィル等の発電設備がある場合
太陽光発電システムが設置から2年を経過している場合

詳細については浜松市公式ホームページ等によりご確認ください。

「J-クレジット制度」
とは？



「はままつ太陽光発電クラブ」
とは？



受付期間 受付時間

令和7年5月15日☎ から 令和8年3月16日☎ まで

- 平日の午前8時30分から午後5時（年末年始及び祝日を除く）
（受付には平均15～20分程度の審査時間を要します。時間に余裕をもってお越しください。）



申請書類 申請方法

浜松市ホームページをご覧ください



※今年度の様式をご使用ください。

浜松市
ホームページ



受付場所／問合せ先

浜松市産業部カーボンニュートラル推進課 〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2 浜松市役所本館6階
【TEL】053-457-2502 【FAX】050-3730-8104 【Email】ene@city.hamamatsu.shizuoka.jp

この用紙は「雑がみ」として
リサイクルしよう!



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。